

明治乳業争議団 ニュース

発行 明治乳業争議団
連絡先 〒272-0015
千葉県市川市鬼高2-6-2
TEL・FAX 047-332-5698
E-mail:mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp
http://ms-64.web.infoseek.co.jp/
働くルールの確立で人間性の回復を！
No. 0714号 (07年12月 9日)

第11回 明治乳業争議支援共闘会議 総会

参加ご協力をお願いします

日時 08年1月29日 (火) 午後6時30分

場所 東京労働会館 (7階) ラパスホール

JR大塚駅南口 徒歩約8分

明治乳業争議への目頃からのご支援に改めて感謝申し上げます。
07年は、困難な中でも闘いを大きく前進させた変化の年でした。市川工場事件の東京高裁判決は「控訴棄却」の不当判決(最高裁に上告)でしたが、その事実認定では、事件の核心に踏み込んだ判断が行われ、①申立人らの集団性、②集団間の格差、③不当労働行為意思の「余地はある」との推認など、会社に全面

解決を迫る武器となるものです。そして、都労委で闘う全国事件も、会社の執拗な抵抗を突破し、実質審理実現の段階に到達しています。また、不正行為の告発が後を断たない「食の安全」を巡る異常事態は、「経済効率優先」の歪んだ経営姿勢を浮き彫りにするものであり、労働争議の解決と「食の安全」を一貫して掲げている運動の追い風となる状況です。支援共闘会議は、07年9月にご逝去された池ノ谷忠敏議長の遺志を受け継ぎ、争議を巡る状況を踏まえて、08年を「全面解決への道筋を切り開く決定的な年に！」の決意を固めています。つきましては、共闘会議新体制のスタートとなります。標記「第11回総会」が、全面解決への総決起の場となることをめざし、貴団体・各位へのご参加ご協力を幅広くお願いする次第です。



全国運動を支える「年末募金」 へのご協力を訴えます

厳しい寒さが身にしみる季節です。長期争議の中で多くが定年退職を迎え、年金をも差別されての争議団活動と重なり、より厳しさを感ずるのでしょうか。しかし、全国64名(6名が故人)が、遺志を継いだ遺族も含め「このまま人生終えられない」の決意で奮闘しています。しかし、決意だけでは乗り切れないのが深刻な財政難です。特に、全国事件を東京都労働委員会で闘うことで、期日のたびに全国から上京(宿泊)する費用だけでも何十万円も必要となります。年金生活では自己負担にも限界があり、残念ながら運動量を控えざるを得ない事態すらあります。費用節減を工夫しつつ頑張っています。ご支援を頂いている皆様にも、率直にお願いすることも避けられない状況です。何かと出費の重なる時期ですが、争議団の窮状に対するご理解をいただき、別紙(振込用紙)か下記加入者・番号でのご協力を重ねてお願いする次第です。

郵便振替・加入者名(食の安全と職場を考える実行委員会) 番号・00170-7-555867

都庁宣伝

07年12月18日 (火)

宣伝 午前8時~9時

最高裁宣伝・要請行動

07年12月26日 (水)

宣伝 午前8時~9時 要請10時

全国事件都労委

「進行協議期日」

08年2月12日 (火)

午後3時~

傍聴ご支援を(都庁34階)

団員の横顔

今は、プロ写真家である息子さんについて写真を撮りに出かけたりもするが、なかなかお褒めの言葉はもらえないとぼやぐ。
お母さんの面倒をみるため、まもなく岡山に帰ることになる。争議団の拠点が岡山にも広がっていくことになる。



都労委申立人 佐伯 克己

コツと仕事をこなす、かと思えば言い出したら自分の意志を曲げないガンコさも併せ持つ。記憶力で彼の右にでる者はまずいないだろうと言われるほどの才能を備えている。派手に立ち回る方では決してない。どんな時でも周りに気を配りながら人をまとめるに在るのかも知れない。
在職中は、関西工場の製造現場はほとんど回ってこなして来た。その間、職場代議員を歴任したり、執行委員に立候補するなど闘い続けてきた。一方で、職場の先輩が共産党から市会議員に立候補し当選したからは、ずっと後援会の事務局長として議員活動を支え続けてきた。

大阪争議団員の中で一番の若手なのに、何故か、「あんちゃん」と呼ばれ慕われているのが佐伯さんだ。常に冷静で、物静かにコツ



今年一年の闘いにご支援ありがとうございます。来年は一層小まめに動き回り、全面解決に向け頑張ります。

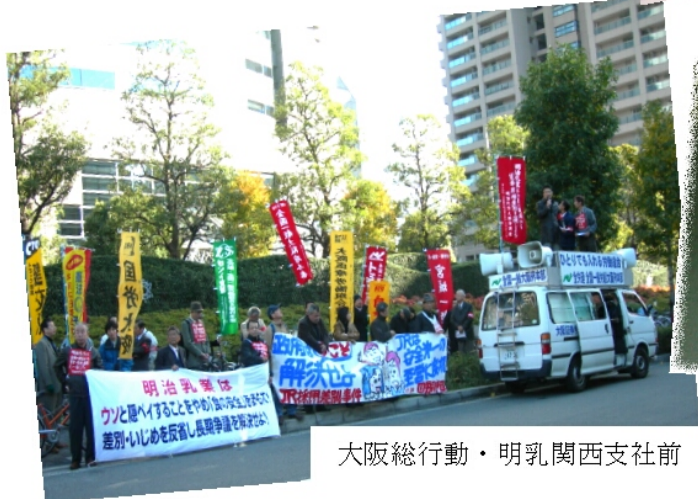




みずほ銀行へ要請行動



全国都労委調査



大阪総行動・明乳関西支社前



10・5本社デモ行動

各地で奮闘しました

争議団は今年も



東京高裁へ怒りのコブシ



乳業協会総会宣伝



厚労省へ要請



戸田支援する会



株主総会へ本社座り込み

「上告受理と弁論開始」を実現する攻勢的な最高裁闘争を！

市川工場事件の、最高裁「上告手続き」から半年余が経過しました。高裁判決の不当性は、申立人らの集団性と、集団間の「有意な格差」を認定し、その原因についても「控訴人らの主張を妥当すると見る余地はある」とまで認定しながら、審理・判断するには「10年以上も遡らなければならぬ」とし、そこまでやらなかったとしても、「中労委の裁量権の行使に違法はない」と切り捨てた事であり、高裁自身が認定した「格差の存在」と「不当労働行為意思」に基づいて、司法の職責として行うべき救済措置に至る審理・判断を避けたことです。上告後、毎月行っている最高裁宣伝・要請行動では、これら司法判断の矛盾・誤りを明らかにすると同時に、豊富に存在するマル秘資料など、不当労働行為意思の生々しい事実を鮮明にする等を重視。同時に、なんととしても「上告受理、弁論開始」を実現するための「上申書」運動に全力投球しています。そして、「食の安全」を中心に据えた運動で、異常体質の会社や筆頭株主「みずほ銀行」などを包囲し、早期全面解決の決断を迫る決意で奮闘しています。

都労委「全国事件」の進行協議が開かれる

実質審理の実現に向け、その枠組み等を検討する第1回「進行協議」が、11月19日に開催されました。05年から8回に及ぶ調査期日の中で、一貫して審理開始に抵抗していた会社も、攻勢的に取り組む申立人らの対応が無視できず、審理開始を前提とする準備書面(1)を提出しました。その中で、高裁判決の不当な枠組み(審査対象期間、救済範囲、救済対象)などを引用する、身勝手な主張を行ってきました。公益委員は、申立人側提出の準備書面(9)迄と立証計画書(証人申請)に対する、一括認否・反論を会社に求めると同時に、他に書面提出の予定が無いなら「審理に入る協議を進めたい」との考えを示しました。申立人側は、「独自調査による賃金・職分・号給比較でも有意な格差は明瞭だが、労働委員会がより正確な是正を命じるためには、会社の関係資料開示が必要」との観点から、資料開示を求める書面の提出を主張しました。これを受けて公益委員は、次回進行協議を08年2月12日(15時から)に設定。会社は、認否・反論の書面提出を08年1月末日までと約束しました。